

一時保護ガイドライン骨子（案）

「新しい社会的養育ビジョン」（Ⅲ「3. 一時保護の在り方」）における記載箇所

（ガイドラインの目的）

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行い、子どもや保護者の権利を制約する側面があるものであるが、一時保護に当たっては子どもの権利は最大限守られる必要がある。また、一時保護は、多くの子どもにとって家族からの別離や養育者の喪失をもたらすものであるため、子どもの離別体験や喪失体験に対する丁寧なケアが必要となる。

現在、一時保護については、ケアに関する自治体間格差、学校への通学ができないことが多いなど学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの課題が指摘されている。

このため、一時保護において、全国どこにいても子どもの権利が保障され、ケアの質が確保されるよう、本指針を示すものである。

3) 一時保護時の養育及びケア (P24)

冒頭 (P22)

I 一時保護の目的と性格

1. 一時保護の必要性

- ・一時保護を行う必要がある場合は、おおむね次のとおりであること。
 - ①緊急保護
 - ②アセスメント
 - ③短期入所指導

児童相談所運営指針第5章「一時保護」第1節「一時保護の目的と性格」

2. 一時保護の期間、援助の基本

- ・一時保護の期間は、一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とすること。
- ・一時保護が必要な子どもは、年齢や保護された背景が様々であり、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することが必要であること。
- ・アセスメントのための一時保護は、計画的に保護し、アセスメントに要する期間を保護者に伝えられることが望ましい。
- ・子どもの学習権の保障の観点から、子どもの状況を踏まえ、可能な子どもについては原籍校に通えるよう、一時保護委託を活用するなど配慮すること。

児童相談所運営指針第5章「一時保護」第1節「一時保護の目的と性格」

- 1) 一時保護の機能による構造と期間
 - (2)アセスメントのための一時保護(P22)
- 2) 一時保護を行う場
 - (1)一時保護を行う場の選択 (P23)

・一時保護の場を提供する一時保護所等は、子どもによっては福祉的支援と初めて出会う場になることも少なくないことから、一時保護においては、その目的にかかわらず子どもの精神状態を十分に把握し、子どもの心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう支援すること。

冒頭 (P21)

・子どもにとっての一時保護の意味を十分に考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケアが不可欠となること。あわせて、生育歴や被虐待体験に焦点を当てた治療的なケアが必要となること。

冒頭 (P21)

- 1) 一時保護の機能による構造と期間
- (3) 治療的ケアの必要性 (P22～23)

3. 一時保護の強行性

・一時保護は、子どもの権利擁護の観点から事前又は事後に子どもや保護者の同意を得て行うことが望ましいこと。

児童相談所運営指針第5章
「一時保護」第1節「一時保護の目的と性格」

・児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきであること。

・一時保護や代替養育への移行などのソーシャルワークの提供においては、常に子どもの意見を尊重することが求められること。こうした支援に対して、子どもが否定的な意見を持つ場合も少なくないが、その際には、家族に関する情報を含め、関係機関が子どもの意向に沿わない判断をした理由を提示し、子どもの納得が得られるよう、尽力しなければならないこと。

- 3) 一時保護時の養育及びケア (P24)

4. 一時保護中の児童相談所長の権限

・児童相談所長は、一時保護中の子どもで親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行うこととされていること。

児童相談所運営指針第5章
「一時保護」第1節「一時保護の目的と性格」

・児童相談所長は、一時保護中の子どもで親権者等のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その子どもの福祉のため必要な措置をとることができることとされていること。

・児童相談所長による監護、教育及び懲戒に関する措置は、子どもの生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反してもとることができることとされていること。ただし、親権者等の意に反した措置をとる場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努めること。

5. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応、その他留意事項

- ・一時保護が行われた場合において、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について子どもとの面会又は通信を制限することができる」とされていること。また、都道府県知事等又は児童相談所長は、面会及び通信が制限されている場合において、特に必要があると認める時は、接近禁止命令を行うことができるとされていること。
- ・保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないとされていること。

児童相談所運営指針第5章
「一時保護」第3節「一時保護所の運営」

平成29年児童福祉法等改正法による改正後の児童虐待防止法第12条の4第1項

II 一時保護の手続き

1. 一時保護の開始

- ・一時保護の決定に当たっては、子どもの権利擁護の観点から子どもや保護者に一時保護の理由、目的、期間、入所中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限等について説明し、同意を得て行うことが望ましいが、緊急保護の場合等子どもを放置することがその福祉を害すると認められる場合にはこの限りではないこと。
- ・一時保護を行うことについて、子どもが否定的な意見を持つ場合においても、家族に関する情報を含め、関係機関が子どもの意向に沿わない判断をした理由を詳細に提示し、子どもの納得が得られるよう、尽力しなければならないこと。
- ・子どもによっては一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて出会う場になることも少なくないことから、一時保護を行う場所を検討する際は、子どもの安定化を図り、安心感をもって生活できる環境を提供できるよう配慮すること。
- ・一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、理由及び場所を文書で保護者に通知すること。

児童相談所運営指針第5章
「一時保護」第2節「一時保護所入所の手続き」

3) 一時保護時の養育及びケア (P24)

冒頭 (P21)

児童相談所運営指針第5章
「一時保護」第2節「一時保護所入所の手続き」

2. 一時保護の継続の手続

- ・一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされているが、児童相談所長又は都道府県知事等は、子どもの最善の利益を確保する観点から必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができるとされていること。
- ・2か月を超えて一時保護を継続することが当該子どもの親権者等の意に反する場合には、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事等は、家庭裁判所の承認を得なければならないとされていること。

児童相談所運営指針第5章
「一時保護」第2節「一時保護所入所の手続き」

平成29年児童福祉法等改正法による改正後の児童福祉法第33条第5項
(関係機関と調整中)

3. 一時保護の解除

- ・子どもの権利擁護の観点から一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除すること。
- ・一時保護から代替養育へと移行する子どもに対しては、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当等の丁寧なケアが必要であり、こうしたケアにおいては、子どもの怒り、悲しみ、絶望感、無力感等を十分に表現できることが重要となること。
- ・一時保護からの家庭復帰の場合、試験的帰宅を行うなどにより子どもの安全を確実なものにする必要があること。

児童相談所運営指針第5章
「一時保護」第3節「一時保護所の運営」

3) 一時保護時の養育及びケア (P24)

3) 一時保護時の養育及びケア (P25)

4. 一時保護した子どもの所持物の保管、返還等

- ・一時保護した子どもの所持する物は、その性格によって、一時保護本人に所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物と、その他の物に分けられること。
- ・子どもに所持させることが子どもの福祉を損なうおそれがある物については、児童相談所長が保管することができること。
- ・可能な限り子どもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物については子どもが所持できるよう配慮すること。
- ・日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与すること。

児童相談所運営指針第5章
「一時保護」第4節「子どもの所持物の保管、返還等」

3) 一時保護時の養育及びケア (P25)

3) 一時保護時の養育及びケア (P25)

Ⅲ 一時保護所の運営

- ・一時保護所においては、子どもの最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない。
- ・家庭的環境等快適な環境の中で束縛感を与えず、子どもができるだけ自由に活動できるような体制を保つよう留意し、子どもが楽しく落ち着いて生活するための設備及び活動内容を工夫すること。
- ・一時保護所に入所する子どもの年齢や状況も様々であることから、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個室対応を基本とし、ケアワーカー等による個別対応を可能とするような職員配置や施設整備を行うなど、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助の確保に配慮しなければならない。
- ・子どもの行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、子どものニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。
- ・一時保護所の設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準と同等以上とすることが望ましいこと。

児童相談所運営指針第5章
「一時保護」第3節「一時保護所の運営」

1) 一時保護の機能による構造と期間
(3) 治療的ケアの必要性 (P22~23)

4) 一時保護の質の確保、外部の評価機構(P26)

IV 委託一時保護

- ・子どもの通学等や社会への参加の権利を可能な限り保障するという観点から、里親家庭や児童養護施設等への一時保護委託など、一時保護の場の地域社会への分散化を進めるべきであること。
 - ・当面のアセスメントに沿って、乳幼児は原則里親への委託を検討し、学齢以上の子どもの場合は、家庭養育環境か施設養育環境を選択することが必要であること。
 - ・学習権の保障及び学校生活の連続性を保障するため、学籍のある校区内の施設や里親を選択できるのが望ましいが、ない場合には、校区外の里親家庭や一時保護専用施設から原籍校への通学をできるよう配慮すること。
 - ・長期入所児童と一時保護児童が混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、一時保護専用の施設あるいは居室とすべきであること。
- 3) 一時保護時の養育及びケア (P25)
 - 2) 一時保護を行う場
 - (1) 一時保護を行う場の選択(P23)
 - 2) 一時保護を行う場
 - (1) 一時保護を行う場の選択(P23)
 - 2) 一時保護を行う場
 - (3) 一時保護専用施設の在り方(P24)